

## 第7章 中心市街地における都市機能の集積について

### (1) 都市機能の集積の促進

#### ①弘前市経営計画

限りある資源を集約化し、よりコンパクトなまちにすることが、快適で魅力ある市街地の形成において投資対効果が高く重要であることから、ハード・ソフトの両面から、中心市街地の拠点となる地域の魅力向上や拠点間の連続性・回遊性の向上に向けた取り組みを行っていくこととしています。

#### ②弘前市都市計画マスタープラン

人口減少、少子高齢化の進展を考慮し、将来にわたって持続的に生活の質を維持するため、既存の都市基盤を活用し、まとまりのある現在の市街地規模の維持を基本に都市機能の集積を図ることとしています。

#### ③弘前広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

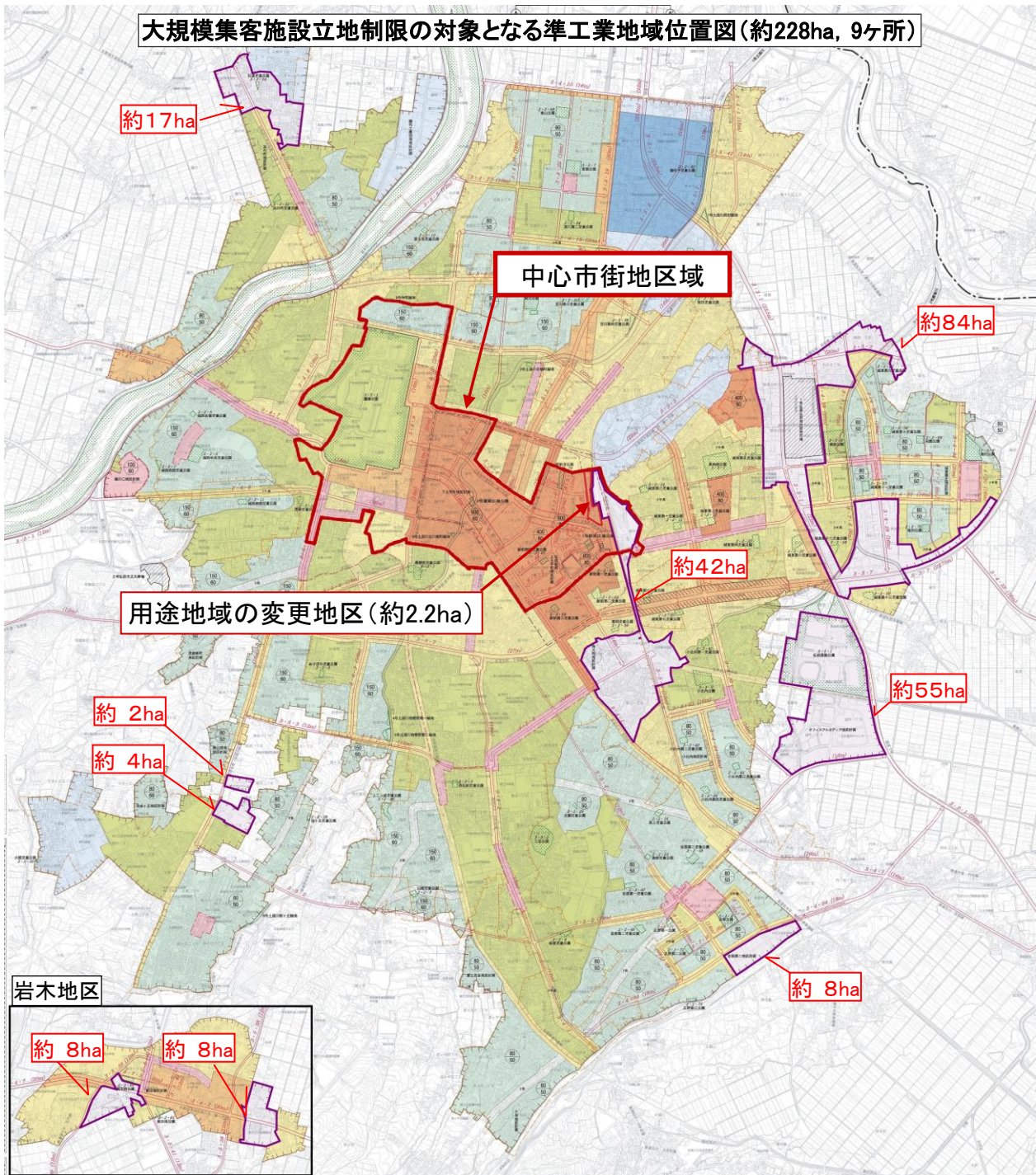
現在の市街地を基本として、コンパクトで効率的な市街地の維持・形成を行うとともに、各市街地が適切な役割分担のもと連携を深めることで都市としての一体性を高めていくこととしています。また、誰もが安心して快適に暮らせる都市づくり、地域の歴史や自然を活かした都市づくり、食の生産基盤の保全と先端技術が振興する都市づくりもあわせて進めていくこととしています。

なかでも、弘前市は津軽地域の中心都市として発展してきた都市であり、商業、業務、行政、医療、学術、文化等の高次機能が集積し、また、中心市街地には城下町としての歴史的な資源も多く残されていることから、これまでの都市機能の集積や歴史的な環境を生かして、本区域の中心都市として個性と魅力のある中心市街地の再生を進めていくこととしています。

## (2) 都市計画手法の活用

### ＜準工業地域における大規模集客施設の立地規制について＞

当市では準工業地域が9地区に分散、配置していますが、中核拠点の役割をより明確化するため、駅前地区の準工業地域(約2.2ha)を商業地域に用途変更し、他の準工業地域全て(約228ha)について、特別用途地区の都市計画決定と併せて建築基準法に基づく条例により、大規模集客施設の立地制限を行いました。(平成19年12月21日条例施行)



### (3) 都市計画等との調和

平成 26 年度策定の弘前市都市計画マスタープランにおいては、弘前らしい都市づくりを行ううえで、「都市機能の集積」「交通機能の強化」「自然との共生」「歴史・文化」という、4つの主要テーマを設け、具体的な方針を示しています。それぞれの方針に基づく市のめざすまちづくりの内容は以下のとおりです。

#### ■都市機能の集積

##### 方針 1：中心都市として都市機能を集積させる

- ① まちなかにおける新たな魅力や都市機能の導入
- ② 医療福祉、教育文化施設を生かしたまちづくり
- ③ 産業や流通の振興に寄与するまちづくり

#### ■交通機能の強化

##### 方針 2：気持ちよく移動できる環境をつくる

- ① 骨格となる道路ネットワークの整備
- ② 地域特性に合わせた誰もが公共交通で移動できる環境づくり
- ③ 弘前駅及び弘南鉄道大鰐線中央弘前駅の整備
- ④ 自転車まちづくりの推進
- ⑤ 安全で快適な歩行者空間の整備

#### ■自然との共生

##### 方針 3：自然と折り合いながら四季の生活を楽しめるようにする

- ① 自然環境の保全・活用
- ② 身近な緑地空間の整備・充実
- ③ 弘前市雪対策総合プランに基づく雪対策の推進
- ④ 自然災害に強く安全・安心なまちづくり

#### ■歴史・文化

##### 方針 4：弘前の歴史・文化、個性を光らせるまちをつくる

- ① 旧城下町等における歴史を感じさせる街並みの向上
- ② 歴史・文化資源を相互につなぐ回遊ネットワークの形成
- ③ 弘前市内の観光を促す基盤づくり